

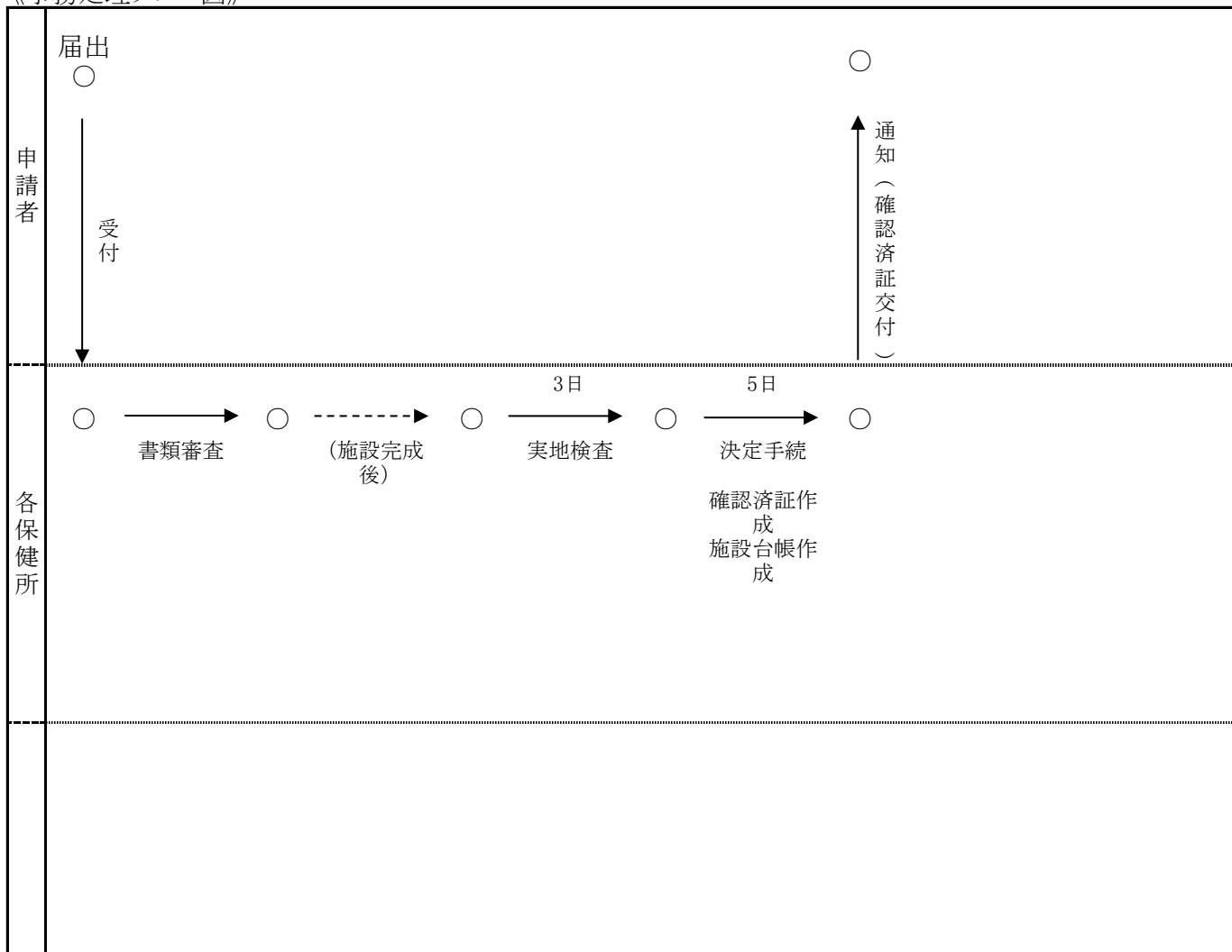
事務処理フロー図

事務名	クリーニング所開設確認
根拠法令	クリーニング業法第5条の2

作成部署 福祉保健局健康安全部環境保健衛生課指導担当 電話34-221

標準処理期間計 8日

《事務処理フロー図》



《事務処理フロー図の説明》

項番	項目	説明
1	届出	保健所で届出を受け付けた後、実地検査の日程等を調整します。
2	書類審査	実地検査の前に届出書類を審査し不備があれば補正を求めます。
3	実地検査	施設完成後、届出のあった施設が構造設備の規定に適合しているか、現地で施設を検査します。
4	決定手続	書類審査、実地検査により、保健所長が確認し、施設台帳等を作成します。
5	通知	申請者に決定を通知し、確認済証を交付します。
6		
7		
8		
9		
10		